

20歳になつたら『国民年金』

20歳になられた皆様、ご成人おめでとうございます。

満20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆様方の中には、「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている人はいませんか？

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。また、将来受け取る年金の1／3（将来は1／2）を国が補助しますので、現在20歳の方も平均的に長生きすれば納付した額の1.7倍以上が受け取れるおトクな制度です。賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので大丈夫です。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に必ず国民年金に加入し、成人としての第一歩を踏み出しましょう！

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、お住まいの市町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。加入手続きなど詳しくは市町村役場国民年金担当窓口又はお近くの社会保険事務所まで。

（20歳前に就職して厚生年金等に加入している方は、国民年金の第2号被保険者となっていますので手続きは不要です。）



〔重要〕 アメリカ合衆国へ旅行される皆様へ

～出発前にE S T A（エスタ）に申請してください～

- ◆平成21年1月12日から、アメリカ合衆国の入国制度が大きく変更されます。
- ◆電子渡航認証システム（E S T A）に従って申請を行い、認証を受けていないと、航空機等への搭乗やアメリカ合衆国への入国を拒否されます。

申請は <https://esta.cbp.dhs.gov/> へ

- ・対象となるのは、**ビザを取得することなくアメリカ合衆国へ旅行される方**です。
- ・E S T Aへ申請するための専用ウェブサイトは日本語ページもありますが、入力は英語で行います。
- ・英語が判らない方や、インターネット環境のない方等は、本人以外が代行して行うことも可能です。
- ・旅行会社で旅行を申し込みされた場合、別途の契約として申請を代行してくれることもあります。
- ・詳しくは、外務省のホームページ (http://www.mofa.go.jp/mafaj/toko/passport/us_esta.html) を参照してください。